



郡山市第二次エンゼルプラン 後期計画



人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山



郡山市



郡山市イメージキャラクター
「がくと」くん

はじめに

本市では「人づくり」をまちづくりのすべての基本とし、「子どもたちが明るく健やかに成長するための環境づくり」を重点施策に掲げ、子育て支援に積極的に取り組んでおります。



平成 17 年 3 月には、本市独自の子育て支援計画である「郡山市第二次エンゼルプラン」を策定し子育て支援を推進して参りましたが、平成 21 年度をもって計画が目標年度を迎え、また、社会情勢の変化や市民の新たなニーズに応えるため、プランの必要な見直しを行ない、この度、「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」を策定いたしました。

後期計画では、次世代を担う郡山の子どもたちが健やかに成長するとともに、安心して子どもを生み、楽しく子育てができるまちづくりを目指して、これまでの計画に引き続き「子どもと子育てにやさしいまち こおりやま」を基本理念に掲げ、より一層の子育て支援を推進するものであります。

特に、ユニバーサルデザインへの配慮や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現といった新たな課題についても取り組むことといたしました。

また、平成 21 年 4 月、子育て支援の拠点施設として郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」を整備いたしました。子どもや子育て家庭への支援体制を強化するため、平成 22 年 4 月に新たに「こども部」を設置し、さらなる市民サービスの向上を目指して参りたいと考えております。

積極的な子育て支援を推進するためには、家庭をはじめ、地域住民や企業、さらには保育所、幼稚園、小学校等の関係機関、行政が一体となって、地域社会全体で取り組むことが重要でありますことから、市民の皆様の一層の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、数多くの貴重な御意見をいただきました策定懇話会委員の皆様をはじめ、子育て等に係る市民ニーズ調査に御協力いただきました市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

郡山市長 原 正 夫

目 次

第1章 計画の概要 1

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	7
第3節 計画の期間	7
第4節 計画の対象	7

第2章 計画の基本的な考え方 8

第1節 基本理念	8
第2節 基本的視点	8
第3節 基本目標	9
第4節 施策体系	10

第3章 現状と課題、今後の取り組み 12

施策領域1 健康	12
施策領域2 子育て支援	20
施策領域3 教育	28
施策領域4 生活環境	32
施策領域5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	38
施策領域6 ひとり親家庭自立支援	42
施策領域7 支援が必要な児童への対応	48

第4章 計画の推進 51

資料編 53

第1章 計画の概要

■ 第1節 計画策定の趣旨

平成17年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、国全体の出生数が106万人及び合計特殊出生率¹が1.26とともに過去最低を記録し、予想以上の少子化が進行しています。近年、合計特殊出生率は若干上昇しているものの、安定的な増加とは言えず、楽観できない状況となっています。このような中、本市の平成20年の合計特殊出生率は1.45となっており、全国の指数1.37を上回っているものの、全国同様少子化の進行が深刻な状況です。

本市では、子どもや子育て中の家庭、次代の親、それを支える人たちが子育てしやすい、子育てに参加しやすい環境づくりを積極的に推進するため、平成17年3月、「郡山市第二次エンゼルプラン」とその具体的な取り組みである実施計画を策定し、少子化対策への取り組みや子育てしやすい環境づくりの推進を図って参りました。

しかしながら、長引く経済不況や核家族化の進行、さらには子どもを預けて共働きをする家庭の増加による育児の不安や負担感・孤立感などから、児童虐待やひとり親家庭の増加、家庭での養育力の低下などの問題があり、また、結婚・出産を迎える世代にあっては、就労と出産・子育ての両立に対する希望と現実の乖離が大きな問題となっております。

こうした社会動向の変化や市民のニーズに応えるため、現行の計画に必要な見直しを行い、より一層の子育て支援を推進するため、「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」を策定いたしました。

これにより、これまで以上に、次代を担う子どもたちが、明るく健やかに成長できるまち、安心して子どもを生み、地域が一体となって楽しく子育てができるまちを目指します。

¹【合計特殊出生率】 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、一生の間に生むと仮定される子どもの平均の数

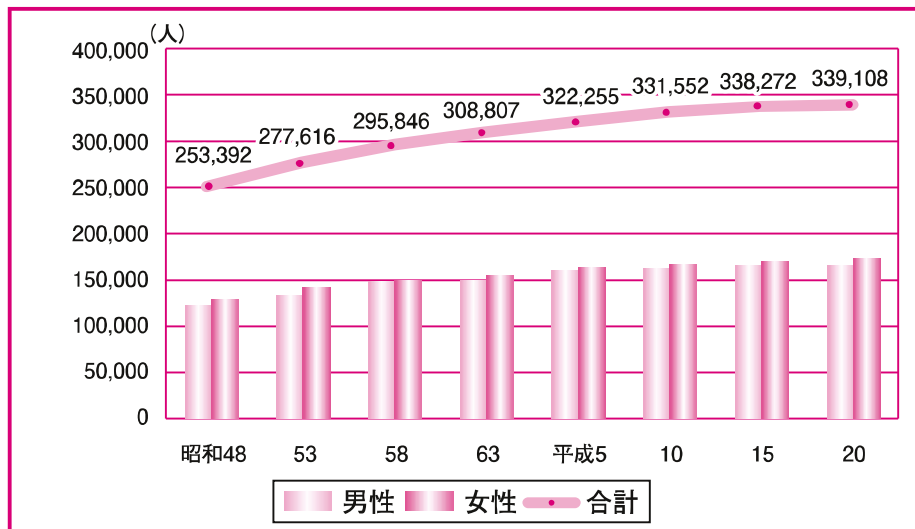
郡山市の動向

1 人口の推移

本市の人口は、昭和 40 年の大同合併¹を経て昭和 60 年には 30 万人を突破し、その後も増加し続け、平成 20 年の現住人口は 339,108 人となっております。(図 1)

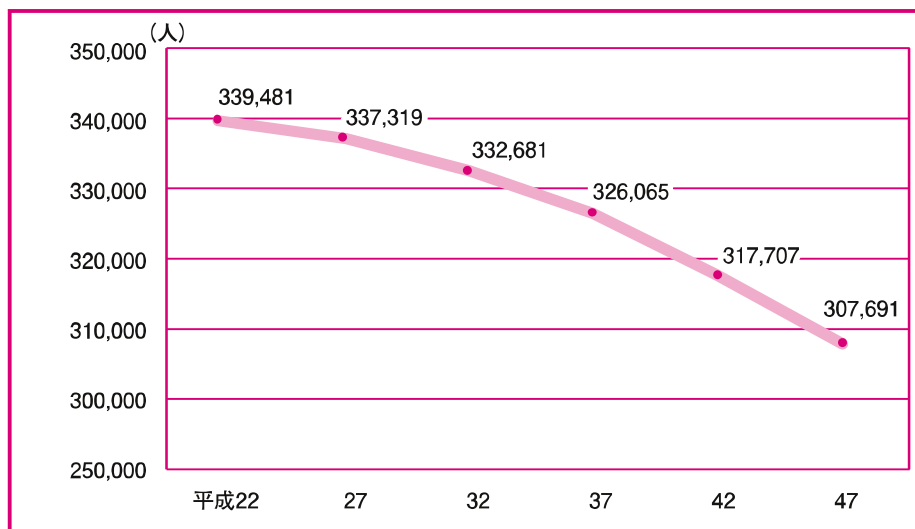
しかし、国立社会保障・人口問題研究所²が平成 17 年の国勢調査³の結果を基に推計した本市の将来人口は、平成 22 年(339,481 人)をピークに減少傾向となり、平成 47 年には 307,691 人まで減少すると予想されています。(図 2)

(図 1) 現住人口の推移(昭和 48 年～平成 20 年)



資料：郡山市統計書

(図 2) 将来推計人口(平成 22 年～47 年)



資料：国立社会保障・人口問題研究所(平成 20 年 12 月推計)

¹ 【大同合併】 昭和40年 5 月に安積町・三穂田村・逢瀬村・片平村・喜久田村・日和田町・富久山町・湖南村・熱海町・田村町の 5 町 5 村と合併、同年 8 月に中田村・西田村を編入合併した

² 【国立社会保障・人口問題研究所】 厚生労働省に設置され、社会保障や人口問題を研究する機関

³ 【国勢調査】 国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5 年ごとに行われる全国一斉調査

2 年齢別人口

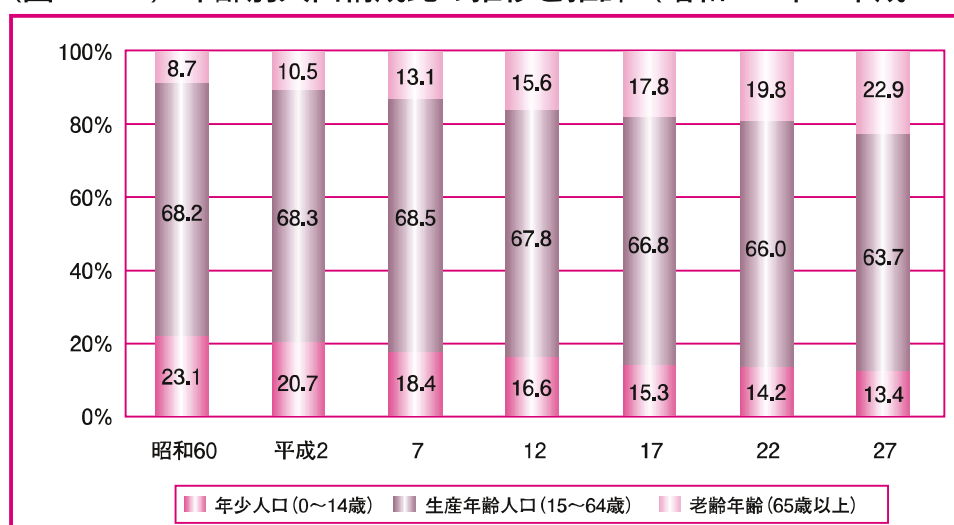
年齢別の人口は年少人口、生産年齢人口が年々減少傾向にあり、平成 17 年の国勢調査では、平成 12 年調査に比べ年少人口が 3,482 人、生産年齢人口が 557 人減少しています。また、人口構成比においても少子高齢化が顕著に表れています。(図 3-1)

国立社会保障・人口問題研究所の推計からも、今後ますます少子高齢化が進行するものと見られ、昭和 60 年に全人口の 23.1%を占めていた年少人口は平成 27 年には 13.4%まで減少するものと予想されています。(図 3-2)

(図 3-1) 年齢別人口の推移と推計(昭和 60 年～平成 27 年)

	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	高齢年齢人口 (65 歳以上)
昭和 60 年	69,672人(23.1%)	205,726人(68.2%)	26,263人(8.7%)
平成 2 年	65,274人(20.7%)	214,829人(68.3%)	33,127人(10.5%)
平成 7 年	60,011人(18.4%)	223,870人(68.5%)	42,897人(13.1%)
平成 12 年	55,484人(16.6%)	227,065人(67.8%)	52,131人(15.6%)
平成 17 年	52,002人(15.3%)	226,508人(66.8%)	60,160人(17.8%)
平成 22 年	48,000人(14.2%)	223,000人(66.0%)	67,000人(19.8%)
平成 27 年	45,000人(13.4%)	214,000人(63.7%)	77,000人(22.9%)

(図 3-2) 年齢別人口構成比の推移と推計(昭和 60 年～平成 27 年)



資料: 昭和60年から平成17年は国勢調査の実数(「年齢不詳」は含まない)

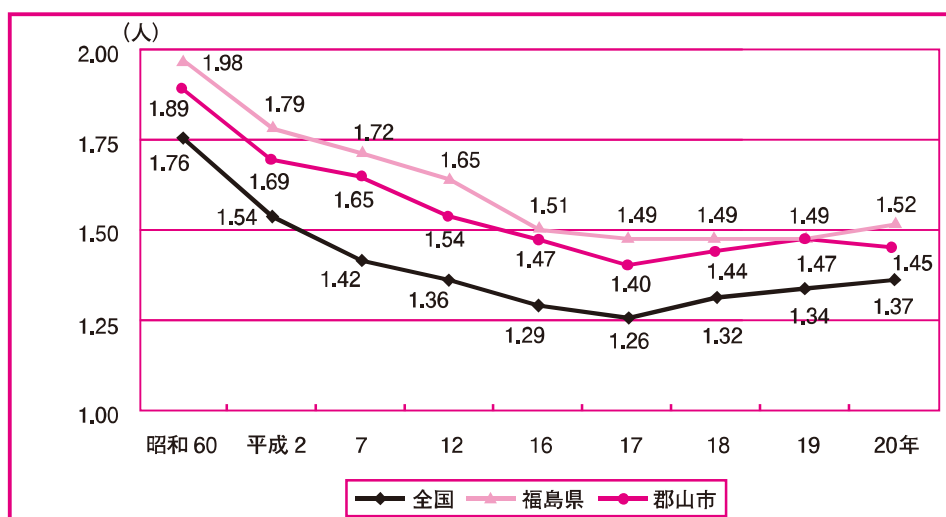
平成22、27年は国立社会保障・人口問題研究所(平成20年12月推計)を参考

3 出生

合計特殊出生率は平成 17 年の 1.40 から徐々に回復傾向が見られるものの、数値の上昇はなだらかで、平成 20 年は 19 年に比べ 0.02 減少しています。また、全国平均の 1.37 よりも若干高い状況ですが、福島県平均に比べると低い状況です。（図 4）

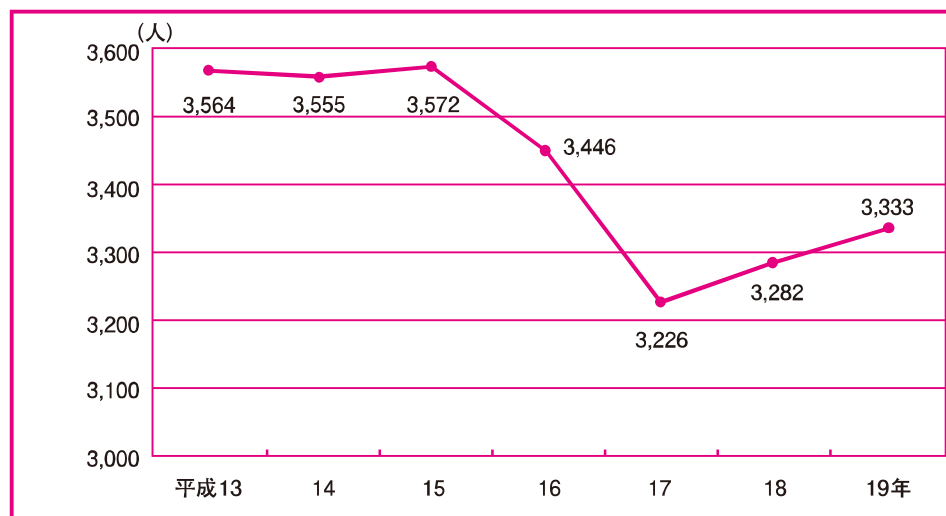
また、出生者数についても平成 17 年の 3,226 人から増加傾向が見られますが、今後の推移については注意が必要です。（図 5）

（図 4）合計特殊出生率の推移（昭和 60 年～平成 20 年）



資料：郡山市保健所

（図 5）出生者数の推移（平成 13 年～19 年）



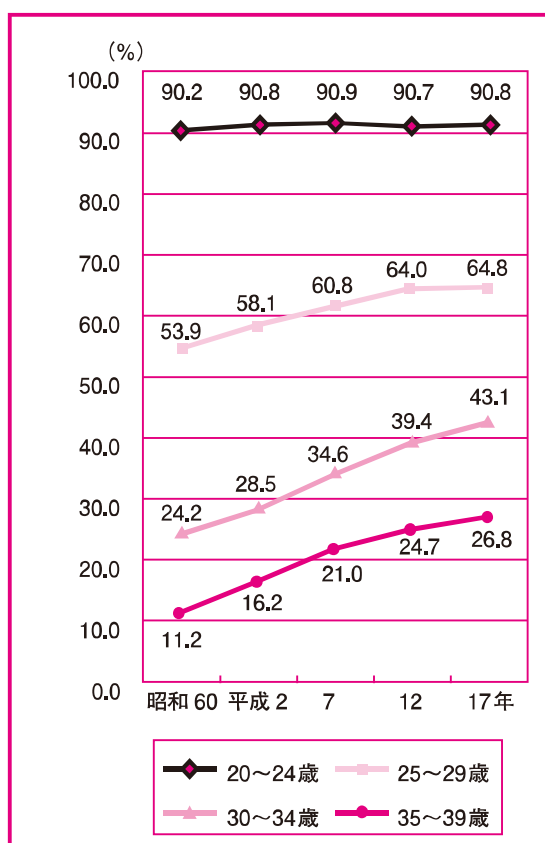
資料：郡山市統計書

4 未婚化

出生数（率）低下の要因のひとつとして考えられている未婚化について、本市の20歳から39歳まで未婚率の推移を見てみると、平成17年の未婚率は20年前の昭和60年に比べ男性の20～24歳を除いて10%以上増加しており、特に男性では30～34歳で18.9%上昇し43.1%、女性では25～29歳で21.5%上昇し50.4%が未婚の状況です。（図6－1）（図6－2）

（図6－1）未婚率の推移

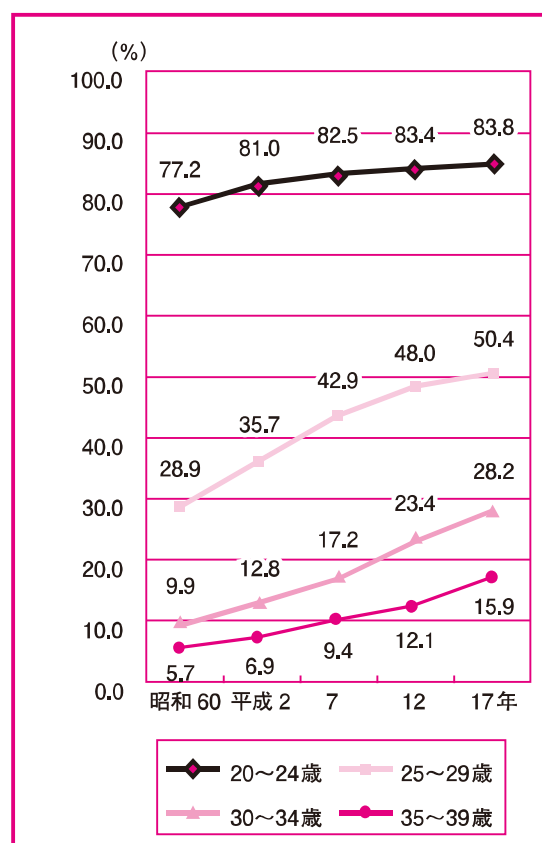
男性：20～39歳（昭和60年～平成17年）



資料：国勢調査

（図6－2）未婚率の推移

女性：20～39歳（昭和60年～平成17年）



資料：国勢調査

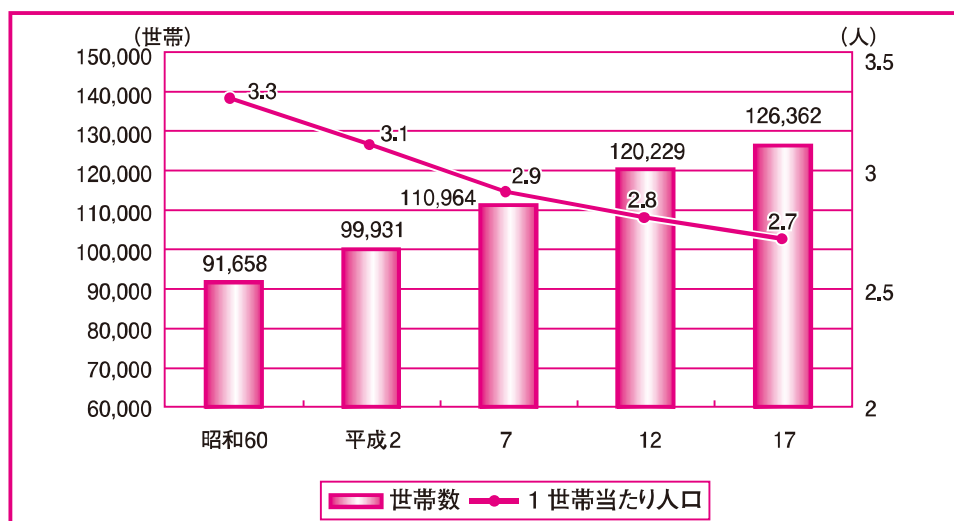
5 世帯

世帯数と1世帯当たりの人口について推移を見てみると、世帯数は昭和60年の91,658世帯から約35,000世帯増え126,362世帯となりましたが、逆に1世帯当たりの人口は3.3人から2.7人に減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。(図7)

核家族世帯数は、昭和60年の50,534世帯から20年間で15,921世帯増加し、平成17年には66,455世帯となっており、年々核家族化が進行しています。

母子世帯・父子世帯の推移を見てみると、父子世帯数はほとんど変化が見られませんが、母子世帯は平成7年から10年間で631世帯増え、2,288世帯となっています。(図8)

(図7) 世帯数と1世帯当たりの人口の推移(昭和60年～平成17年)



資料：国勢調査

(図8) 核家族世帯数・母子世帯数・父子世帯数の推移(昭和60年～平成17年)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
核家族世帯数	50,534	54,252	58,641	62,967	66,455
母子世帯数	—	—	1,657	1,978	2,288
父子世帯数	—	—	232	220	220

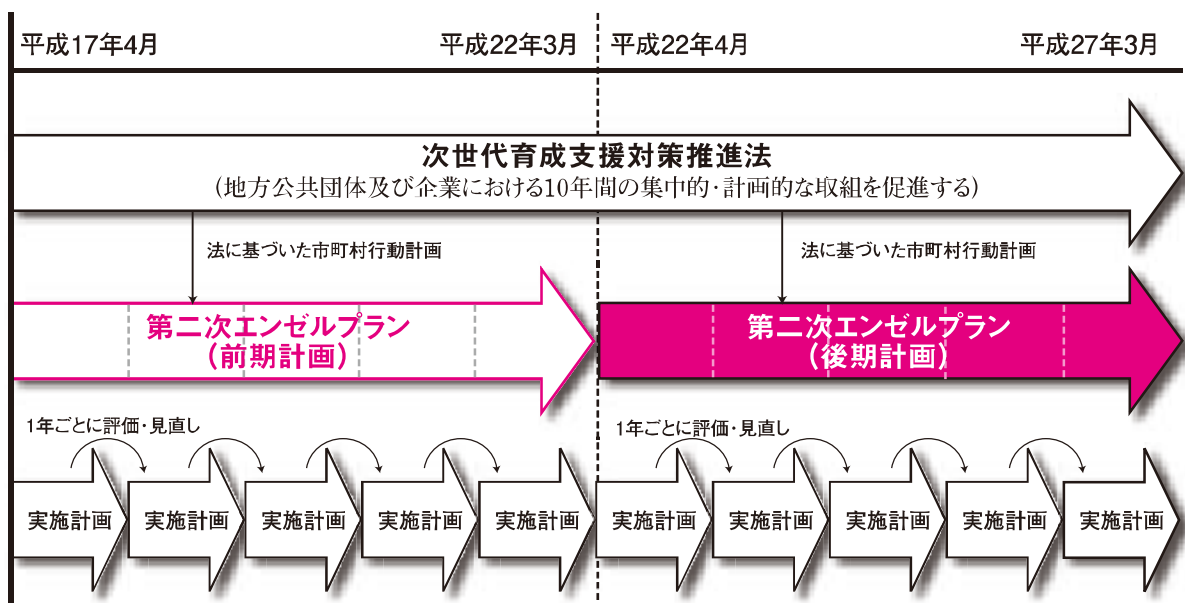
資料：国勢調査 ※母子・父子世帯数については平成7年から調査開始

■ 第2節 計画の位置づけ

- 1 本計画は、郡山市第五次総合計画に位置づけられた子育て支援を推進するための個別計画であると同時に、保健福祉分野の理念計画である郡山市地域福祉計画の個別計画として位置づけられています。
- 2 本計画は、国が次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するために制定した次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画で、同法に基づき平成17年3月に策定した「郡山市第二次エンゼルプラン」に必要な見直しを行い策定した後期計画です。
- 3 本計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を包括する総合的な子育て支援計画です。

■ 第3節 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。



■ 第4節 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家族、妊婦及び妊娠を希望する人、それらを支援する個人及び団体、事業主、行政などを対象とします。

また、本計画において「子ども」とは、特別な説明がない場合、0歳から小学校6年生までを指します。

第2章 計画の基本的な考え方

■ 第1節 基本理念

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に

子どもと子育てにやさしいまち こおりやま

“子どもの幸せ、親の幸せ、家族の幸せ 応援します”

を基本理念とします。

- ◆ 未来を担う子どもたちが、大きな夢を持ち、明るく心豊かに育つことができる「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。
- ◆ 安心して子どもを生み、楽しく、健やかに育てることができる「子育てにやさしいまちづくり」を目指します。

■ 第2節 基本的視点

基本理念を実現するために、次の視点に立って取り組みを進めます。

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益と権利が十分に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立ち、子ども同士がふれあえる取り組みを進めます。

2 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親になるという視点に立ち、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、健全育成を支援する取り組みを進めます。

3 家庭の視点

家庭は子どもの健やかな成長に大きな役割と責任があるという視点に立ち、妊娠・出産をはじめ、子どもの成長段階に合わせた家庭生活を支援する取り組みを進めます。

4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の視点に立ち、仕事も子育てもやりがいと充実感を持って両立できるよう、環境づくりへの取り組みを進めます。

5 サービスの利用者・提供者の視点

サービスの利用者と提供者の視点に立ち、サービスの選択が的確にスムーズに行える環境づくりへの取り組みを進めるとともに、サービス提供者が活動しやすい環境づくりへの取り組みを進めます。

6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域には子育てを支援する市民活動団体やボランティア、民間事業者などが豊富に存在するという視点に立ち、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用した取り組みを進めます。

7 情報提供の視点

市民及び将来の市民の視点に立って、子育て支援や施設、イベントなどの情報が分かりやすく、容易な手段で入手できる取り組みを進めます。

第3節 基本目標

基本理念の実現に向け、次の目標を掲げます

基本目標1 子どもの「育つ力」が発揮できる環境づくり

子どもには、それぞれ自らの「育つ力」があります。

子どもの「育つ力」を十分に生かせるよう、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

基本目標2 家庭の「育てる力」を支援する体制づくり

家庭には、子どもが健やかに成長していく上で、最も大切な役割と責任があります。

家庭における子育てを支援し、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

基本目標3 社会全体が「子育てにかかわる」まちづくり

未来を担う子どもたちの健やかな成長は社会全体の願いです。

家庭をはじめ、地域、企業、行政がそれぞれに子育てに対する理解を深め、連携を取りあい社会全体で子育て支援に取り組むまちづくりを進めます。

■ 第4節 施策体系

【施策領域1】

健 康

基本施策1 安心・安全な妊娠・出産への支援

- ①妊産婦に対する相談や指導の充実
- ②不妊の悩みへの支援

基本施策2 子どもや母親の健康の確保

- ①子どもの健康の確保
- ②子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実
- ③家庭内における事故防止

基本施策3 食育の推進

- ①食に関する学習機会や情報提供への取り組み
- ②学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進

基本施策4 小児医療の充実

- ①小児救急医療体制の確保
- ②医療・療育への支援

基本施策5 思春期保健対策の充実

- ①心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及
- ②心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

【施策領域2】

子育て支援

基本施策1 保育サービスの充実

- ①保育環境の充実
- ②待機児童解消に向けた取り組み
- ③子育てサービスに関する情報の発信
- ④多様な保育サービスの充実
- ⑤認可外保育施設の運営等に対する助成

基本施策2 放課後児童対策の充実

- ①留守家庭児童会の整備・充実
- ②地域子ども教室の運営 ③児童センターの運営

基本施策3 地域における子育ての支援

- ①地域子育て支援センターの整備・充実 ②子育て支援団体等との連携
- ③子育てボランティア・サークルの育成・支援
- ④保育所の地域活動への参加促進

基本施策4 子育て家庭への経済的支援

- ①子育てを支援する手当の充実 ②こども医療費助成制度の充実
- ③幼稚園・保育所の保育料の負担軽減

【施策領域3】

教 育

基本施策1 学校教育の充実

- ①特色ある学校づくりと教育活動の推進 ②教育施設と設備の充実
- ③幼・保・小の連携の推進 ④幼児教育の充実
- ⑤特別支援教育の充実

基本施策2 家庭教育の充実と青少年の健全育成

- ①家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供
- ②青少年活動支援と環境づくり ③地域活動・体験活動の充実

【施策領域4】

生活環境

基本施策1 居住環境の整備

- ①子育て世帯の居住環境の向上
- ②居住環境の衛生確保

基本施策2 都市環境の整備

- ①ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備

基本施策3 子どもの安全・安心の確保

- ①交通安全教育・環境の充実
- ②子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取り組み

【施策領域5】

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

基本施策1 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境の整備

- ①労働者・事業主・地域住民への啓発・促進
- ②多様な働き方に対応した保育サービスの充実

基本施策2 雇用環境の整備

- ①雇用促進と職業意識・能力習得の推進

基本施策3 男女共同参画社会の推進

- ①男女共同参画の意識づくりと推進

【施策領域6】

ひとり親家庭 自立支援

基本施策1 子育て支援・生活の場の支援

- ①自立に向けた相談機能等の充実 ②子育て等の生活の場の支援
- ③養育費確保に向けた支援

基本施策2 就労支援

- ①職業能力の習得促進と情報提供・相談体制の充実

基本施策3 経済的支援

- ①各種手当の支給 ②医療費の助成
- ③経済的自立を図るための資金の貸付

【施策領域7】

支援が必要な児童 への対応

基本施策1 児童虐待の防止

- ①虐待の発生予防と早期発見
- ②関係機関との連携

基本施策2 障がい児施策の充実

- ①障がい児の在宅福祉サービスの充実
- ②教職員等の資質向上 ③障がいの発生予防、早期発見・早期療育
- ④保育サービス等の実施 ⑤経済的支援
- ⑥発達障がい児への対応

第3章 現状と課題、今後の取り組み

■ 施策領域1 健康

基本施策1 安心・安全な妊娠・出産への支援

(現状と課題)

妊娠・出産は、大きな喜びであると同時に、短期での身体の変化と出産後の子育てへの責務などによる心の変化が不安や悩みを生じることがあります。また、妊娠及び出産の過程に満足することが良い子育てにつながることから、妊娠・出産が安全かつ快適であるとともに、母親の視点から見て満足できる「いいお産」の普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供などが必要です。

また、健全な母体の維持と安心・安全な出産を迎えるために、流産・早産や低出生体重児¹出産の危険因子となる喫煙・飲酒の防止や、母体や胎児の健康状態を適切に観察するための妊婦健康診査の適正な受診を普及することが必要です。

一方、子どもが欲しくても不妊に悩む夫婦も多く、体外受精²や顕微授精³などの不妊治療に係る費用も高額であることから、精神的・経済的な支援が必要です。

施策の方向1 妊産婦に対する相談や指導の充実

(基本方針)

母子ともに安心・安全で快適な出産を迎えるために、妊婦に対する出産準備教育や不安解消のための相談・指導体制を整備します。



施策の方向2 不妊の悩みへの支援

(基本方針)

不妊の悩みは精神的・身体的・社会的に大きな負担を伴うことから、相談・情報提供などによる悩みの解消に努めるとともに、経済的支援を図ります。

¹ 【低出生体重児】 出生時の体重が2,500g未満の新生児のこと

² 【体外受精】 不妊治療の一つで、通常は体内で行われる受精を体の外で行う方法

³ 【顕微授精】 不妊治療の一つで、顕微鏡下で極細のガラス管に精子を一つだけ通し、卵子に直接注入する受精方法

基本施策2 子どもや母親の健康の確保

(現状と課題)

乳幼児健康診査や歯科健診、新生児の訪問指導等は、乳幼児の健康の保持と異常の早期発見、適切な育児の確認を行うために非常に重要です。また、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防ぐため、予防接種とその啓発が大切です。

一方、少子化や核家族化の進行、親同士の交流や地域住民とのかかわりの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てに対する不安や孤立感などを抱える親が増えております。本市の平成20年度に実施した「子育て等に係る市民ニーズ調査」においても、平成15年度調査時に比較して、子育てに関して不安や負担を感じる親が増えています。(表1-2-1 参照)

近年、育児に関する知識や能力の低下が懸念されており、子育てへの悩みや負担感と合わせ、育児放棄や身体的虐待などの要因となることがあります。

子どもや母親の健康を確保し、育児の不安解消や虐待予防のため、専門職員による健康診査・訪問指導・相談事業・講習会などを充実することにより、子どもの健やかな成長を支援することが必要です。

【子育てに関して不安感や負担を感じる人の割合(表1-2-1)】

	平成15年度	平成20年度
就学前児童調査	58.9%	62.6%
小学生調査	55.7%	66.8%

資料：子育て等に係る市民ニーズ調査

施策の方向1 子どもの健康の確保

(基本方針)

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、訪問指導、予防接種等の充実に努めます。

施策の方向2 子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実

(基本方針)

親の育児不安の解消や児童虐待の発生予防の観点から、妊娠期から継続した支援体制に努めます。

施策の方向3 家庭内における事故防止

(基本方針)

子どもの誤飲、転落・転倒、やけど等の事故予防の啓発に取り組みます。

基本施策3 食育の推進

(現状と課題)

近年、子どもたちに朝食欠食や栄養の偏りなどの食習慣の乱れが見られます。また、思春期やせ症¹に見られるような心と身体の問題も生じています。平成18年度に実施した「市民健康意識調査」によれば、本市における朝食欠食²児童の割合は平成13年度に比べ改善が見られるものの約10%となっています。(表1-3-1 参照)

そのような中、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりなどを育むため食育を推進する必要があります。

また、本市は米をはじめ、野菜、果樹、畜産などさまざまな農畜産物が生産される全国有数の農業都市であることから、食と本市の農業に対する関心や理解を深めるための取り組みも重要です。

【朝食欠食率（表1-3-1）】

	平成13年度	平成18年度
幼児	11.5%	9.6%
小学生	13.0%	9.1%

資料：市民健康意識調査

施策の方向1 食に関する学習機会や情報提供への取り組み

(基本方針)

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供などに取り組みます。

施策の方向2 学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進

(基本方針)

本市農業と地元農産物への理解を深めるため、関係機関・団体等と協力し、郡山産農産物の利用促進を図ります。

¹ 【思春期やせ症】 小児期発症神経性食欲不振症。思春期の女子に多く見られ、やせたい願望から無理なダイエットなどを繰り返すうちに拒食症に陥る疾患

² 【朝食欠食】 朝ごはんを食べないこと



まるごと給食の日



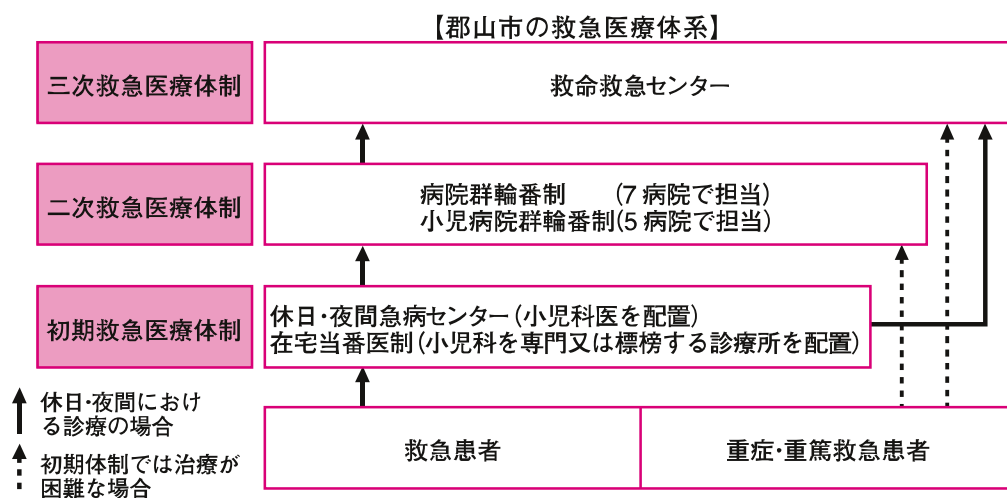
すこやか離乳食教室

基本施策4 小児医療の充実

(現状と課題)

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまちづくりにとって必要であることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが重要です。

本市の救急医療体制は、初期救急・二次救急（入院を要する救急）・三次救急（救命救急）で構成され、小児救急体制も医師会や市内の病院の協力のもと充実しています。（下図 郡山市の救急医療体系参照）



一方、身近に医療を受けることのできるかかりつけの小児科は、病気やけがの際に子育て中の家庭にとって心強いパートナーになります。「市民健康意識調査」によれば、かかりつけの小児科医を持つ親の割合は非常に高い結果となっておりますが、引き続き推奨していく必要があります。（表 1-4-1 参照）

【かかりつけの小児科医を持つ親の割合（表 1-4-1）】

平成13年度	平成18年度
85.0%	95.9%

資料：市民健康意識調査

また、小児慢性特定疾患¹等については、治療が長期にわたり、医療費の負担が高額となることから、安心して療育が続けられるよう、経済的支援が必要です。

¹ 【小児慢性特定疾患】 子どもの慢性疾患のうち、厚生労働省が指定する悪性新生物など11疾患群（514疾患）

施策の方向 1 小児救急医療体制の確保

(基本方針)

休日や夜間における初期救急体制及び入院治療を要する救急体制の確保に努めます。

施策の方向 2 医療・療育への支援

(基本方針)

未熟児や結核にり患している児童の入院や、身体に障がいのある児童等へ、医療費等の支援に努めます。

基本施策5 思春期保健対策の充実

(現状と課題)

子どもたちを取り巻く家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達の早まりにより、子どもたちの性に関する意識や価値観が多様化しています。このような中、10代の人工妊娠中絶、性感染症り患率の増大を防ぐため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。

一方、思春期は家族や友人との関係、社会環境などに多感な時期であることから、喫煙や飲酒、薬物等に関する教育、不登校や引きこもりなどの心の問題に対する相談支援が必要です。

施策の方向1 心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及

(基本方針)

児童・生徒の心身の健全な発達のため、学校や地域と連携し、生命の尊さや性、性感染症、喫煙や飲酒、薬物等についての正しい知識の普及・啓発に努めます。

施策の方向2 心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

(基本方針)

不登校や引きこもりなどの問題を抱える児童・生徒への社会適応を促すため、教育相談、個別学習指導や専門的支援体制を整備します。

■ 施策領域 2 子育て支援

基本施策 1 保育サービスの充実

(現状と課題)

本市には、平成 21 年 4 月 1 日現在で公立 25 か所、私立 13 か所、計 38 か所の認可保育所¹があり、定員 3,060 人に対し、平成 21 年 10 月 1 日現在 3,516 人の児童が入所しています。(表 2-1-1 参照)。平成 19 年度以降、各年度 4 月 1 日現在の待機児童²は解消されておりますが、年度途中においては定員の弾力的運用³を図りながらできるだけ多くの児童を受け入れているものの、待機児童が発生する状況にあります。

また、保護者の働き方が多様化してきていることから、各認可保育所においては、通常の保育サービスに加え、延長保育等の充実を図る必要があります。

さらに、認可保育所は地域における子育て支援の重要な資源であることから、家庭において子育てをしている保護者などに保育所機能を開放・提供し、育児の不安や悩み、疲れなどを解消するため、相談支援や情報提供、一時的保育などの支援の充実を図っています。

認可保育所の運営にあたっては、保育サービスの質を保持した中で、「保育所設置主体の制限の撤廃」⁴などの規制緩和に対応した保育所等の運営方法を積極的に推進し、経費負担の節減に努めるとともに保育サービス全体の充実を図ります。

【認可保育所の入所児童数・待機児童数の推移（表 2-1-1）】

年齢 年度	保育所定員・入所児童(10月1日現在)								待機児童数 (4月1日現在)
	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
平成17年度	2,895	202	526	568	652	692	666	3,306	101
平成18年度	2,980	199	482	677	666	681	727	3,432	57
平成19年度	3,050	269	517	580	765	679	699	3,509	0
平成20年度	3,060	259	593	588	652	753	693	3,538	0
平成21年度	3,060	263	581	632	639	649	752	3,516	0

資料：郡山市保育課

また、平成 20 年 10 月 1 日現在で認可外保育施設⁵は 73 か所あり 2,284 人の児童が利用しています。(表 2-1-2 参照)。認可外保育施設は、保育日数・時間、夜間や休日の預かりなど、保護者の個別的なニーズに応え、認可保育所の補完的役割

¹ 【認可保育所】 児童福祉法に基づき認可を受けた保育所

² 【待機児童】 入所要件を満たしながら、どこの認可保育所にも入所できずに入所待ちをしている児童で、国で定める要件に該当する児童

³ 【定員の弾力的運用】 保育士や施設面積の基準が確保された上で特別に定員以上の児童を受け入れる制度

⁴ 【保育所設置主体の制限の撤廃】 社会福祉法人格を持たない有限会社や個人でも、一定の基準を満たせば設置主体となれるための規制緩和

⁵ 【認可外保育施設】 認可保育所以外の保育施設。一般の児童を預かる保育施設のほか、事業所が従業員の児童を保育する施設や、病院が職員の児童を保育する施設などもある。定期的に市の指導を受け、健全な保育を確保することが要件

を果たしています。

本市では、認可外保育施設に対し運営費や職員研修費を補助することにより、施設を利用している児童の良好な保育環境の確保に努めています。

今後、認可保育所・幼稚園・認可外保育施設がそれぞれの持つ専門性や施設機能を生かし、連携して、多様化・複雑化する子育てニーズの受け皿として展開することが期待されます。

【認可外保育施設の利用児童数（表 2-1-2）】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設数(施設)	66	74	72	73
入所児童数(人)	2,250	2,360	2,273	2,284

資料：郡山市保育課

施策の方向1 保育環境の充実

(基本方針)

保育環境の向上や施設の老朽化への対応のため、公立保育所の施設改修を必要に応じて実施するとともに、産後休暇・育児休暇からの円滑な職場復帰や就労時間の多様化を支援するため、乳児保育や延長保育の充実を図ります。

また、認可外保育施設の保育環境の確保と職員の専門性・資質向上に努めます。

施策の方向2 待機児童解消に向けた取り組み

(基本方針)

年度途中の待機児童の解消や定員の弾力的運用を行っている施設の保育環境の向上を図るため、待機児童の分布をはじめ、地域的なバランス等を考慮した整備計画を立て、認可保育所の設置推進を図ります。

施策の方向3 子育てサービスに関する情報の発信

(基本方針)

きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスに関する情報を子育て支援の拠点施設である郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」や健康診査や各種事業を通して、効果的・効率的に提供するとともに、利用者に十分周知されるよう、市ウェブサイトや子育てハンドブックの作成・配布等による情報提供を積極的に行います。

施策の方向4 多様な保育サービスの充実

(基本方針)

臨床心理士の派遣による障がい児の早期発見・支援や障がい児の受け入れを行います。また、一時的保育事業やファミリー・サポート・センター¹事業を充実し、仕事と生活の両立支援や家庭で子育てをしている保護者の負担軽減に努めます。その他、ニーズの多様化に合わせ、必要な保育サービスの充実を図ります。

施策の方向5 認可外保育施設の運営等に対する助成

(基本方針)

運営等に対する助成を行い、施設を利用する児童の良好な保育環境の確保に努めます。



保育所での1コマ（英語教室）



保育所での1コマ（園庭にて）

¹ 【ファミリー・サポート・センター】 仕事と子育ての両立を支援するため、子どもを預かって欲しい人と預かることができる人が会員となって地域で相互援助活動を行う組織

基本施策 2 放課後児童対策の充実

(現状と課題)

幼少期においては、子ども同士の遊びを通じて仲間関係の形成や社会性の発達と規範意識の形成が図られることから、地域における放課後の児童の安全・安心な居場所づくりの確保が必要となっています。

本市では現在、留守家庭児童会¹(児童クラブ)、地域子ども教室²等の運営をはじめ、保護者等が運営する児童クラブの助成に取り組んでいるところでありますが、これら施設等の充実とともに、核家族化や就労世帯の増加する社会環境の中で、今後は未設置校の対応が課題となっています。

施策の方向 1 留守家庭児童会の整備・充実

(基本方針)

留守家庭児童会の整備については、地域からの要望や利用希望児童数の推移を踏まえ、設置場所や運営体制の確保などが整った学校について進めます。また、保護者会等の運営する民設の留守家庭児童会に対し、安定した運営と保護者の負担軽減のため、引き続き助成します。

施策の方向 2 地域子ども教室の運営

(基本方針)

地域子ども教室の運営にあたっては、地域の方々の協力を得て実施することが重要であることから、学校や地域との一層の連携に努めます。

施策の方向 3 児童センター³の運営

(基本方針)

引き続き児童生徒の放課後の健全育成に努めるほか、乳幼児とその保護者が気軽に利用できる自由な交流の場として、その積極的な受入れと活動支援の充実を図ります。

¹ 【留守家庭児童会】 保護者が働きに出ていて家にいない小学生の放課後の生活の場

² 【地域子ども教室】 地域の協力を得て、子どもたちの放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行なう

³ 【児童センター】 健全な遊び等を通して、健康な体づくりや健全で豊かな情操を育むことを目的とした施設

基本施策3 地域における子育ての支援

(現状と課題)

核家族化や都市化の進行により、身近に相談できる相手がいないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感が増大しています。孤立した子育ては、養育力の低下や児童虐待の要因となることから、身近なところでいつでも気軽に親子で集い、お互いに相談や情報交換、交流することができるような場の提供が必要です。

本市では、子育て支援の拠点施設として、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」を開所し、保健・福祉・教育が一体となった総合的な子育て支援を行っているとともに、地域子育て支援センターにおいても子育てサロン¹を開設しています。さらに認可保育所においては、保育所の持つ子育てに関する専門的な知識や機能を提供しています。

また、私たちの住むそれぞれの地域には、民生・児童委員や主任児童委員²をはじめ、子育てや暮らしの知識・経験に富んだ方々、町内会・自治会やPTA、特定非営利活動団体（NPO）³などの組織、子育てボランティアなどがあり、今後は、これら身近な地域の資源を活用した子育て支援を拡大することが重要です。

施策の方向1 地域子育て支援センターの整備・充実

(基本方針)

身近な地域において、親同士・子ども同士が交流し、相談や情報収集できるよう、地域バランスを考慮した地域子育て支援センターの整備拡充を図ります。また、事業の実施に当たっては、子育て支援に積極的なNPO等との協働を図るなど、支援内容の充実に努めます。

施策の方向2 子育て支援団体等との連携

(基本方針)

地域の市民活動団体やNPO、大学等の高等教育⁴機関との連携により、それぞれの特性や専門性を生かしたきめ細やかな子育て支援に努めます。

¹ 【子育てサロン】 家で子どもを見ている親と子どもが、気軽に集まり子ども同士遊んだり、親同士情報交換や相談をしたりする場

² 【民生・児童委員、主任児童委員】 民生委員は社会福祉の増進のため、地域住民の相談を受けたり、必要な援助を行っており、児童委員を兼ねる。また、主任児童委員は児童に関することを専門に担当している

³ 【特定非営利活動団体（NPO）】 ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体

⁴ 【高等教育】 学修の成果として学位やそれに準ずる学術称号が授与される課程（大学や高等専門学校）で行なわれている教育

施策の方向3 子育てボランティア・サークルの育成・支援

(基本方針)

地域住民の子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」や地域子育て支援センターを中心として、子育てボランティアやサークルの育成・支援をします。

施策の方向4 保育所の地域活動への参加促進

(基本方針)

地域の子育て家庭に対し、専門的な知識や経験、育児方法を提供するとともに、地域住民が参加できる世代間交流事業、地域文化の伝承事業を実施し、地域に開かれ、地域とともに支えあう保育所の運営を行います。



ニコニコこども館（子育てサロン）



移動サロン（花と虫とおともだち）

基本施策4 子育て家庭への経済的支援

(現状と課題)

内閣府が実施した「平成20年度少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査(平成21年3月)」によれば、重要な少子化対策として「経済的支援措置(72.3%)」と考えている人が最も多くなっています。

本市の「子育て等に係る市民ニーズ調査」においても、「子育てをする上で、特に不安に思っていること」で最も多い意見は「子育てで出費がかさむ」となっております。(表2-4-1参照)

子どもを育てる家庭にとって、養育や教育の費用などへの負担感が高いことから、経済的な支援の充実を図る必要があります。

【子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること(複数回答可)(表2-4-1)】

	就学前児童調査	小学生調査
子育てで出費がかさむ	52.6%	60.6%
自分の自由な時間が持てない	38.3%	23.2%
子育てによる身体・精神の疲れが大きい	26.9%	12.0%
住居が狭い	21.0%	18.9%
仕事が十分にできない	17.7%	17.9%
夫婦で楽しむ時間がない	14.1%	8.4%
子どもが病気がちである	6.7%	4.0%
子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	5.2%	5.0%
特にない	12.6%	15.8%
その他(無回答含む)	12.3%	13.1%

資料：子育て等に係る市民ニーズ調査

施策の方向 1 子育てを支援する手当の充実

(基本方針)

家庭生活の安定と児童の健全育成のため、制度の充実と内容の周知に努めます。

施策の方向 2 こども医療費助成制度の充実

(基本方針)

子どもが、安心して、いつでも医療機関を受診できるよう、制度の充実と内容の周知に努めます。

施策の方向 3 幼稚園・保育所の保育料の負担軽減

(基本方針)

幼稚園や保育所を利用する家庭の保育料の負担軽減に努めます。また、多子世帯の保育料の負担軽減に努めます。

■ 施策領域 3 教育

基本施策 1 学校教育の充実

(現状と課題)

少子化や遊びの変化による子ども同士の交流の希薄化、家庭や地域社会の教育力の低下などが指摘される中、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足から、不登校やいじめ、非行の低年齢化などが大きな問題となっています。

このような中、学校は次代を担う子どもたちの知識・技術の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成を担い、同時に規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身につけ、豊かな人間性を育む場として、家庭と同様に大きな役割を果たしています。

こうしたことから、児童・生徒の能力や個性に応じ、どの子も思う存分学べる教育環境を整備するため、教育課程の編成や学習指導の改善、専門教員の配置、少人数学級編制の拡大など、地域や学校の事情に即した、特色ある学校づくりが求められています。

また、LD(学習障がい)¹、ADHD(注意欠陥多動性障がい)²などの発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒については、自立し社会参加する資質を養うため、一人一人の障がいの程度に応じた適切な支援を行うことが必要です。

施策の方向 1 特色ある学校づくりと教育活動の推進

(基本方針)

「郡山市教育振興基本計画」に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てるため、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

あわせて、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の適切な整備の推進と安全・衛生の確保に努めます。

また、地域教材の開発・制作により、地元への愛着と知識を深めます。

施策の方向 2 教育施設と設備の充実

(基本方針)

充実した校内LAN³や教育用コンピュータなどを生かした本市の教育環境を今後も確保します。

¹ 【LD(学習障がい)】 聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力のうち、特定の能力についてのみ、習得や使用が著しく困難な障がい

² 【ADHD(注意欠陥多動性障がい)】 年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意・多動性・衝動性を特徴とする行動の障がい

³ 【校内LAN】 インターネットを利用するために学校内に張り巡らされたネットワーク

施策の方向3 幼・保・小の連携の推進

(基本方針)

小1 プロブレム¹等に対応するため、幼稚園・保育所・小学校等における職員の連携に努めます。

施策の方向4 幼児教育の充実

(基本方針)

幼児教育の充実のため、幼稚園、認可保育所、認可外保育施設の職員の専門性や資質向上のための研修会の開催や、各団体が自主的に行う研修への支援を行います。

施策の方向5 特別支援教育の充実

(基本方針)

特別な支援を必要とする児童・生徒の円滑な就学支援と相談の充実を図るとともに、障がいを持つ児童・生徒が身近な地域でその特性に合った適切な特別支援教育を受けられるよう努めます。



幼・保・小連携推進事業（相互参観）

¹ 【小1 プロブレム】 小学校に入学したばかりの新1年生が集団生活になじめないこと

基本施策2 家庭教育の充実と青少年の健全育成

(現状と課題)

近年、核家族化、少子高齢化の進展、地域との結びつきの希薄化、さらには様々なメディアからの過大な情報等により、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。また、社会全体の規範意識や家庭における教育力の低下による、子どもたちの社会性の欠如や非行などが問題となっていることから、家庭・学校・地域がそれぞれの役割や責任を自覚するとともに、連携・協力して家庭教育を支援していくことが求められています。

さらに、子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、問題を解決する能力や、他人への思いやり・感受性などの豊かな心とたくましく生きるための健康で丈夫な身体を育ていけるよう、家庭はもちろんのこと、学校や地域など社会全体が一体となって青少年の健全育成に努める必要があります。

施策の方向1 家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供

(基本方針)

子どもの発達段階に応じ、家庭教育に関する講座や学習会を開催するなど、家庭教育の充実を図るとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭や学校、地域、行政などの関係機関が連携し、保護者同士が気軽に交流する場の提供や身近な相談を実施するなど、家庭や地域における教育力の向上に努めます。

施策の方向2 青少年活動支援と環境づくり

(基本方針)

社会的なマナーを身につけ、自ら考え、行動する力や豊かな人間性と社会性を持つ健全でたくましい青少年の育成を目指し、青少年活動の支援や非行防止に向けた環境づくりなど、将来を担う青少年の健全育成に家庭や学校、地域、行政など社会全体で取り組みます。

施策の方向3 地域活動・体験活動の充実

(基本方針)

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の提供、世代間交流などの充実を図ります。また、実施に当たっては、地域住民や学校、ボランティアなどと連携・協力し、社会全体で取り組むよう努めます。



家庭教育充実事業（家庭教育講演会）



子ども体験事業

■ 施策領域 4 生活環境

基本施策 1 居住環境の整備

(現状と課題)

子育て世帯にとって、家族構成や生活に見合った住宅の確保が必要となります。しかし、本市の「子育て等に係る市民ニーズ調査」における持家率は、就学前児童のいる家庭 40.0%、小学校児童のいる家庭 57.0%となっております。(表 4-1-1 参照)。一方、賃貸住宅に住む子育て家族が増加傾向にありますが、子育てしやすい安全・安心で快適な住居、特に多子世帯が入居できるような広い物件は家賃も高く、確保しにくい状況であることから支援が必要とされています。

さらに、快適な居住環境と子どもの健康を守るため、シック・ハウス¹やアレルギーへの対策が必要です。

【お住まいの住居について (表 4-1-1)】

	就学前児童調査	小学生調査
持家	40.0%	57.0%
民間の賃貸住宅	35.0%	21.1%
自分の親の家に同居	10.3%	10.3%
公共の賃貸住宅	5.7%	5.7%
社宅・官舎	4.6%	2.5%
自分の兄弟姉妹の家に同居	0.1%	0.4%
その他(無回答含む)	4.3%	3.0%

資料：子育て等に係る市民ニーズ調査

施策の方向 1 子育て世帯の居住環境の向上

(基本方針)

市営住宅の多子世帯向け優先物件の募集の実施など子育て世帯の居住環境の向上に努めます。

施策の方向 2 居住環境の衛生確保

(基本方針)

快適な居住環境と安全性を確保する観点から、居住環境の改善に関する相談や調査指導、啓発などを行います。

¹ 【シック・ハウス】 室内の空気が汚染されることによって引き起こされる様々な健康障がい¹の総称

基本施策２ 都市環境の整備

(現状と課題)

妊産婦、乳幼児連れの家族など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、出入り口の段差の解消や男女いずれの利用にも配慮されたベビーシート¹やベビーチェア²、授乳室等の設置など、ユニバーサルデザイン³の考え方に基づいたまちづくりを推進することが必要であり、すべての人が利用しやすい都市環境は、まちなかの活性化にも繋がります。あわせて、妊産婦等への理解を深める取り組みなど、ハード・ソフトの両面から一体的なユニバーサルデザインに配慮した考え方の推進が求められています。

本市の「子育て等に係る市民ニーズ調査」でも、「子ども連れやベビーカーのときの歩道の歩きやすさ」や「交通事故から子どもを守る啓発活動や歩道整備」についての満足度が低い結果となっている（表 4-2-1 参照）ことから、移動しにくい道路や階段、事故の危険性の高い道路の改修を行い、安全・安心な歩行空間の確保が必要です。

また、子どもの安全で楽しい遊び場を確保するため、広場や公園の安全点検や緑化などを地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

【子育て施設や環境に対する満足度（最高５点、最低１点の５段階評価の平均）（表４－２－１）】

	就学前児童調査	小学生調査
安心して受診できる医療体制	3.66	3.35
保育所や幼稚園などの保育サービス	3.48	3.36
子育てに関する相談窓口や情報提供の場	3.17	2.97
親子が集える場やイベントの機会	2.89	3.06
子ども連れでの公共施設の利用しやすさ	2.86	3.09
障がいのある子ども等への配慮	2.85	2.76
環境に対する安全性	2.77	2.72
公園・広場・遊び場の安全性	2.71	2.66
地域ぐるみで子育てを支援する体制	2.69	2.91
バスや電車などの公共交通機関の利用しやすさ	2.54	2.74
子どもを犯罪から守る取り組み	2.43	2.53
子育てしながら安心して働ける職場環境	2.31	2.48
子ども連れやベビーカーのときの歩道の歩きやすさ	2.12	2.27
交通事故から子どもを守る啓発活動や歩道整備	2.12	2.21

資料：子育て等に係る市民ニーズ調査

¹ 【ベビーシート】 オムツ交換台

² 【ベビーチェア】 主にトイレ内などに設置された、乳幼児用のいす

³ 【ユニバーサルデザイン】 障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人が使いやすい製品や建築・都市環境、サービス等の提供を目指そうという考え方

施策の方向1 ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備

(基本方針)

施設や都市基盤の整備に当たっては、地域社会全体でユニバーサルデザインに配慮し、安全・安心・快適なまちづくりを進めます。また、子育て中の家族がまちなかや周辺市街地などに安心して外出できるよう、子育て家族向けの設備のある施設等の情報提供等に努めます。



雨の日でも安心（ニコニコこども館）



授乳室も充実（ニコニコこども館）

基本施策3 子どもの安全・安心の確保

(現状と課題)

本市における幼児・児童生徒の交通事故の被害状況は年々減少しています。(表4-3-1 参照)

子どもを交通事故から守るため、子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行い意識の高揚とマナー向上に努めるとともに、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上や指導者の育成が重要です。また、警察、学校、幼稚園、保育所、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

また、市内の犯罪件数は減少傾向にあるものの、不審者の目撃情報や子どもへの声かけ事案が多く発生しています。子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを推進するため、本市では平成20年4月に「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を定め、市、市民、事業者、土地所有者等が一体となって犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進しておりますが、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、日頃から死角や危険箇所について家庭や地域、学校等が地域ぐるみで点検し情報の共有に努めるとともに、整備に当たっては犯罪等の防止への配慮が必要です。

なお、携帯電話やインターネットの普及に伴い、性や暴力などの有害情報や、インターネット上におけるいじめなどが子どもに与える悪影響について懸念されており、それらから子どもを守る取り組みが必要となっています。

【子どもの交通事故の被害状況（表4-3-1）】

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
子どもの死傷者数 (うち死者数)	282人 (3人)	279人 (0人)	250人 (1人)	240人 (0人)	239人 (0人)
全死傷者数	4,094人	3,944人	3,971人	3,907人	3,499人
全死傷者数に占める 子どもの割合	6.9%	7.1%	6.3%	6.1%	6.8%

資料：交通白書

施策の方向1 交通安全教育・環境の充実

(基本方針)

児童・生徒やその保護者に、正しい交通ルールやマナー、交通事故を未然に防ぐための知識、チャイルドシートや3人乗り自転車¹、自転車乗車用ヘルメット等の普及啓発を図るため、交通教育専門員を派遣するなど、交通安全教育の充実を図ります。

¹ 【3人乗り自転車】 6歳未満の幼児2人を乗せても十分な強度があり、安定性が確保されているなど警察庁の安全基準を満たした「幼児2人同乗基準適合車」

施策の方向2 子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取り組み (基本方針)

子どもを犯罪等の被害や非行から守るため、地域社会全体で事件・事故の発生予防と対応、危険箇所情報の共有、有害情報対策、見回りなどの取り組みを推進します。



交通安全教育事業

■ 施策領域 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）¹

基本施策 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備

（現状と課題）

近年、共働き世帯が増加している中で、産業構造の変化により、非正規労働者の増加や長時間労働が問題となっており、子育てにおける仕事と生活の調和が重要になっています。

本市の「子育て等に係る市民ニーズ調査」においても、「家事（育児）時間を優先」したいが「仕事時間を優先」しているという、希望と現実の乖離が見られます。（表 5-1-1 参照）

【時間の優先順位の希望と現実について（表 5-1-1）】

	就学前児童調査		小学生調査	
	希望	現実	希望	現実
仕事時間を優先	6.4%	38.2%	8.3%	50.0%
家事（育児）時間を優先	51.4%	35.1%	55.4%	28.9%
趣味等自分の時間を優先	12.7%	0.4%	13.8%	0.5%
その他（無回答含む）	29.5%	26.4%	22.5%	20.6%

資料：子育て等に係る市民ニーズ調査

このような中、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現を目指して、平成 19 年 12 月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するため、積極的に啓発を推進していく必要があります。

また、育児休業が利用できない職場であったり、子育てしながら就業継続できる見通しが立たなかったりといった理由により、妊娠・出産を機に離職する女性が多く見られます。このような、就労と結婚・出産・子育ての二者択一を解決するためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として、同時並行で推進していくことが必要であるとされています。

社会的基盤整備としては、必要な期間、安心して育児に専念し復職できるよう支援できる体制づくりや、子どもの急な病気の際などにおいても仕事に専念できる環境づくりが必要です。

¹ 【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

施策の方向1 労働者・事業主・地域住民への啓発・促進

(基本方針)

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発に努めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や次世代育成支援対策に取り組む地元企業や民間団体の好事例の情報の収集と周知を図ります。

施策の方向2 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

(基本方針)

認可保育所や留守家庭児童会の利用が円滑にできるよう、必要な施設整備を行います。また、緊急時の対応や一時的に子どもを預けることができるよう取り組みます。



認可保育所



留守家庭児童会

基本施策2 雇用環境の整備

(現状と課題)

子育て中の若い世代や、将来、結婚・出産・子育てをする若者たちが、安心して安定した生活を送るためには、経済的な自立が必要であり、安定した就労の促進は重要です。しかしながら、長引く景気低迷により雇用情勢は厳しさを増し、就労したくても働く場の確保すら難しい状況です。(表 5-2-1 参照)

【各年度の月間有効求人倍率(表5-2-1)】 ※平成22年は1月の月間有効求人倍率

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 22 年 1 月
1.06 倍	1.20 倍	1.05 倍	0.67 倍	0.38 倍

資料：郡山公共職業安定所「雇用情勢の概要」

また、出産を機に離職する母親が多い中、本市の「子育て等に係る市民ニーズ調査」によれば、現在働いていない母親の内、「すぐにでも」または「子どもがある程度大きくなったら」就労を希望している主婦が7～8割となっております。

一方、勤労観・職業観の変化や、就労機会に恵まれないなどの理由からフリーター¹やニート²となる若者の問題も顕在化してきています。

こうしたことから、就労意欲のある人や就職を希望する高校生に対して就労機会の確保や支援を行うとともに、フリーター・ニートなどが自立した社会生活ができるよう、職業意識のかん養や能力習得のための支援を行うことが必要です。

施策の方向1 雇用促進と職業意識・能力習得の推進

(基本方針)

関係機関等と連携を図りながら、就労機会の確保及び社会人としての職業意識や知識・能力を身につけた人材育成に努めます。

¹ 【フリーター】 定職につかず（つけず）、アルバイトやパートタイマーなどの就労形態により生計を立てている者

² 【ニート】 就業、就学、職業訓練のいずれもしていない者

基本施策3 男女共同参画社会の推進

(現状と課題)

本市では、「郡山市男女共同参画推進条例」に基づき「こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。その中で、男女がお互いを認め合い、協力して町内会などの地域活動や家庭生活における家事、育児、介護等を分担して行う男女平等意識の醸成を図ってきましたが、今後さらに、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において、固定的性別役割分担¹をお互いの立場に立って見直すことが重要です。

平成20年度男女共同参画に関する市民意識調査によると、職場における男女の不平等について、女性の39.5%が「結婚、出産による仕事を続けにくい雰囲気」などにより差別感を抱いており、働く場における男女の不平等感は依然として解消されていない状況にあります。また、男性の育児を積極的に支援できる職場環境づくりの促進が求められておりますが、父親の育児休業取得も進まない状況です。

このようなことから、多様な保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援のほか、安心して育児等ができる就労環境の整備・充実が求められており、男女がともに働き続けるための職場環境づくりについて、事業主に理解を求める取り組みが重要です。

さらに、女だから、男だからということで社会参加の選択が制限されることがないように、子どものうちから自己の能力・個性を発揮する機会が男女平等に保証されると同時に、男女がお互いをパートナーとして認め合うことが強く求められています。

施策の方向1 男女共同参画の意識づくりと推進

(基本方針)

男女共同参画のさらなる意識づくりのために、情報紙の発行や啓発事業、講座開催のほか、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動に努めます。

学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、男女平等の意識づくりや男女相互の協力の大切さについての理解を促進します。男女を問わない積極的な子育てへの参加意識の促進と育児に関する知識を深める取り組みに努めます。

¹ 【固定的性別役割分担】 男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること

■ 施策領域 6 ひとり親家庭自立支援

基本施策 1 子育て支援・生活の場の支援

(現状と課題)

ひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭が安定・自立した生活を営み、ひとり親家庭の児童・生徒が健全に成長するためには、子育て・日常生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援など、家庭の状況に合わせた総合的な支援を実施していくことが大切です。

本市の「ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査」の結果では、平成 15 年度と比較して 6 ポイント改善しているものの、84.5%の人が生活上の不安や悩みが「ある」と答えています。(表 6-1-1 参照)

【生活上の不安や悩みがあるひとり親家庭 (表 6-1-1)】

平成 15 年度	平成 20 年度
90.5%	84.5%

資料：ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査

また、養育費についての認知度は高い (98.0%) ものの、取り決めをしていない人が 51.0%おり、取り決めをしたがもらえない人も 57.1%となっており、養育費についての正しい理解と意識づくりを図る必要があります。(表 6-1-2、6-1-3 参照)

【養育費の取り決めについて (表 6-1-2)】

	平成 15 年度	平成 20 年度
取り決めをしていない	60.0%	51.0%
離婚した相手から養育費を受け取る	40.0%	43.2%
無回答	-	5.2%

資料：ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査

【毎月の養育費 (表 6-1-3)】

	平成 15 年度	平成 20 年度
2 万円未満	6.2%	4.8%
2～4 万円未満	12.3%	21.4%
4～6 万円未満	16.9%	11.9%
6～8 万円未満	3.1%	4.8%
8～10 万円未満	1.5%	0.0%
取り決めをしたがもらえない	60.0%	57.1%

資料：ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査

施策の方向 1 自立に向けた相談機能等の充実

(基本方針)

ひとり親家庭に対する相談体制の充実や支援サービスについての情報提供を行います。また、より適切な相談援助ができるよう、相談員の技術や資質向上に努めます。

施策の方向 2 子育て等の生活の場の支援

(基本方針)

ひとり親家庭の保護者が安心して就労できるよう、認可保育所・留守家庭児童会の利用について配慮や、住居の確保などの取り組みに努めます。

施策の方向 3 養育費確保に向けた支援

(基本方針)

養育費の支払いは別れて暮らす子どもへの、親としての当然の義務であることを普及・啓発します。

基本施策2 就労支援

(現状と課題)

本市の「ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査」によれば、ひとり親家庭の保護者の就労形態は、「パート・アルバイト（36.2%）」と「正社員・正職員（33.6%）」はほぼ同じ割合ですが、「正社員・正職員」を希望している人が73.5%います。また、現在の就労形態についての回答は、前回調査時が「正社員・正職員（39.3%）」「パート・アルバイト（29.6%）」だったことから、非正規雇用がやや進行しております。（表6-2-1 参照）

これは、長引く経済不況に加え、就労経験や就労に必要な技能・資格に乏しかったり、子育てしながら働くことやひとり親であることへの事業主の理解不足が要因であると考えられることから、職業能力開発の機会確保や雇用に関する情報提供の充実を図るなど、希望通りの就労と安定した収入を得る機会に結び付けていくための支援が必要です。

【実際の就労形態と希望する就労形態について（表6-2-1）】

	実際の就労形態		希望する就労形態
	平成15年度	平成20年度	
正社員・正職員	39.9%	33.6%	73.5%
パート・アルバイト	29.6%	36.2%	17.6%
契約社員	9.6%	8.6%	0.0%
自営業・家族従業	5.9%	4.3%	0.0%
内職	3.0%	0.0%	0.0%
その他の職業	3.0%	0.9%	0.0%
学生	0.0%	0.9%	-
無職	9.6%	12.9%	-
無回答	0.0%	2.6%	8.8%

資料：ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査

施策の方向1 職業能力の習得促進と情報提供・相談体制の充実

(基本方針)

ひとり親家庭の就労まで一貫した自立支援を図るため、関係機関と連携し、相談、助言、求人情報の提供や技能講習会の充実に努めるとともに、事業主等に対する雇用促進についての理解と協力を求めて参ります。

基本施策3 経済的支援

(現状と課題)

本市の「ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査」において、ひとり親家庭の年間の収入は 150 万円未満で約 5 割、300 万円未満で約 9 割を占めており低い水準にあります。家計で最も負担となっている項目は「子育て費用(教育費含む)」「家賃・住宅ローン」の順に高く、子育てにかかる費用はひと月に 3～5 万が多くなっています。(表 6-3-1、6-3-2、6-3-3 参照)。ひとり親家庭が安定した自立生活をするためには、子育て費用や医療費など経済的な支援が必要です。

【ひとり親世帯の 1 年間の収入について (表 6-3-1)】

	割 合
50 万円未満	6.9%
50～100 万円未満	13.8%
100～150 万円未満	31.9%
150～200 万円未満	18.1%
200～250 万円未満	14.7%
250～300 万円未満	5.2%
300～400 万円未満	1.7%
400～500 万円未満	1.7%
500 万円以上	2.7%
無回答	3.3%

資料：ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査

【家計で最も負担になっているものについて (表 6-3-2)】

	割 合
子育て費用(教育費含む)	30.2%
家賃・住宅ローン	22.4%
衣料品・食費・雑貨等	17.2%
住宅ローン以外の返済	7.7%
医療費	5.2%
生命保険・損害保険の保険料	5.2%
水道光熱費	2.6%
その他(無回答含む)	9.5%

資料：ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査

【子育てにかかる費用について（表 6-3-3）】

	割 合
1 万円未満	0.9%
1 万円	8.6%
2 万円	9.5%
3 万円	14.7%
4 万円	10.3%
5 万円	14.7%
6 万円	4.3%
7 万円	4.3%
8 万円以上	9.5%
無回答	23.2%

資料：ひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査

施策の方向 1 各種手当の支給

（基本方針）

ひとり親家庭の自立支援のため、手当の充実を図ります。

施策の方向 2 医療費の助成

（基本方針）

ひとり親家庭の医療費助成を行い、経済的支援をします

施策の方向 3 経済的自立を図るための資金の貸付

（基本方針）

母子家庭の母等が、就労や児童の就学などで資金が必要になった時に、資金がないことでその機会を逸することがないように、資金貸付の支援を行います。

■ 施策領域 7 支援が必要な児童への対応

基本施策 1 児童虐待の防止

(現状と課題)

近年、児童虐待は増加傾向にあり、本市も例外ではありません。(表 7-1-1 参照)

児童虐待は、被害にあった子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。

本市では郡山市要保護児童対策協議会を設置し、児童虐待の発生予防から保護・支援までの一貫した活動を行っており、個別なケースの問題解決に取り組んでいます。

また、育児に対する悩みや不安、孤立が、児童虐待を引き起こす原因となりうることから、家庭訪問や健康診査、相談会の機会を活用して、児童の健康状態の確認や保護者の悩みや不安の解消に努めています。

今後も、本市の児童の健やかな成長のため、地域全体で児童虐待の予防、早期発見、適切な解決に積極的に取り組む必要があります。

【郡山市の児童虐待相談件数及び内容内訳（表 7-1-1）】

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
身体的虐待	11	13	15	19	52
心理的虐待	4	14	15	12	19
性的虐待	1	2	1	1	2
ネグレクト ¹ (養育の放棄)	20	5	3	23	52
合 計	36	34	34	55	125

資料：郡山市こども課

施策の方向 1 虐待の発生予防と早期発見

(基本方針)

健康診査や訪問事業等をととして、特別な支援を必要とする家庭を把握し、虐待の発生予防に努めます。

施策の方向 2 関係機関との連携

(基本方針)

子育て支援の拠点施設である郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」をはじめ、保育所、幼稚園、学校、医療機関などの関係機関や民生・児童委員、主任児童委員などを通じ、児童虐待のおそれのある家庭の情報収集に努めるとともに、迅速かつ適切な支援を行うため、郡山市要保護児童対策協議会を活用し、児童相談所、警察との連携強化に努めます。

¹ 【ネグレクト】 養育者が、食事を与えない、病院に連れて行かない、不潔なまま放置するなどといった、保護者として必要な監護を著しく怠ること

基本施策 2 障がい児施策の充実

(現状と課題)

本市では、「郡山市障がい者福祉プラン」を策定し、障がい者や障がい児の自立と社会参加、地域生活の推進を図っておりますが、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるためには、在宅サービスの充実が必要です。また、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等において母体や乳幼児の健康観察をつぶさに行う必要があります。

さらに、発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、障がい児を養育する家族が安心して子育てできるよう、支援を行う必要があります。

施策の方向 1 障がい児の在宅福祉サービスの充実

(基本方針)

障がい児とその家族が、地域で安心して生活ができるよう介助等を充実するとともに、障がい児が将来、出来る限り自立した社会生活が営めるよう日常生活の訓練や家庭療育についての指導・相談を充実します。

施策の方向 2 教職員等の資質向上

(基本方針)

療育等の指導にあたる職員の研修等を充実させ、専門性と資質の向上に努めます。

施策の方向 3 障がいの発生予防、早期発見・早期療育

(基本方針)

妊婦健診の受診を推進し母体の健康維持に努めるとともに、乳幼児の健康診査や訪問事業において、専門スタッフが子どもの健康状態を確認し、異常の早期発見に努めます。また、相談や情報提供を充実し、必要に応じ適切な療育機関への迅速な移行促進を図ります。

施策の方向 4 保育サービス等の実施

(基本方針)

保育所や留守家庭児童会において、障がい児の受入れをします。

施策の方向 5 経済的支援

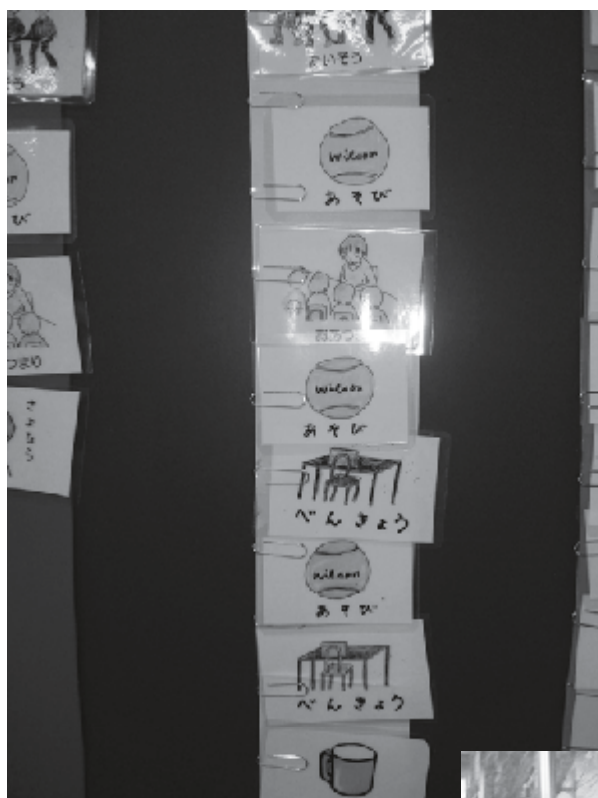
(基本方針)

障がい児のいる家庭が、療育や教育を受け、地域で安心して生活できるよう、手当を給付するなど経済的負担の軽減を図ります。

施策の方向6 発達障がい児への対応

(基本方針)

乳幼児の健康診査や保育サービス等におけるかかわりの中で、医療・行政・教育が連携し発達障がい児の早期発見・支援に努めるとともに、発達障がいについての社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知に取り組めます。



発達障がい児療育支援事業

第4章 計画の推進

■ 第1節 実施計画の策定

少子化や子どもを取り巻く社会環境、経済状況等の変化に、速やかにかつ適切に対応し、より効果的に本市の子育て支援を推進するためには、施策展開のための具体的な事業内容と事業計画を明確にし、事業ごとの点検・評価を行い、その結果を踏まえて、事業の見直しや新たな事業づくりに取り組むことが重要です。

「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」は上位計画である「郡山市第五次総合計画」や関連計画との整合性を図りながら、計画期間である平成22年度から平成26年度までの実施計画を策定し、毎年度、事業ごとの点検・評価を実施します。

■ 第2節 情報の提供

本市の子育て支援をより効果的に推進するために、サービスの受け手である市民にとって、分かりやすく、できるだけ容易な手段で情報提供ができるよう努めます。

また、「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」がどのように進捗しているのかを明確にするために、年度ごとの事業実績と事業計画に見直しを加えた実施計画を、市ウェブサイト上で公表いたします。

■ 第3節 協働の推進

子育ては、家族、地域、企業、関係機関、市が一体となって、地域社会全体で取り組むことが大切です。父母、兄弟姉妹、地域住民、町内会・自治会、主任児童委員・民生委員、ボランティア、子育て支援サークル、NPO法人、企業、保育所・幼稚園・学校、医療機関、児童相談所、警察、職業安定所、市など、それぞれが持つ役割や機能を生かし、協働により計画を推進します。

■ 第4節 すこやか子育て基金の活用

子育て支援の拡充と、継続的な支援を行うため設置した「郡山市すこやか子育て基金」を活用し、子育て支援に積極的に取り組みます。

資料編

■郡山市第二次エンゼルプラン後期計画の策定経過について

平成21年1月21日(水) 子育て等に係る市民ニーズ調査及びひとり親世帯等に係る市民ニーズ調査実施(～2月2日(月))

	就学前児童 (0～5歳)	小学校児童 (1～6年生)	母子・父子 世帯数
調査対象世帯数	2,100世帯	2,000世帯	250人
回収率	52.6%	51.1%	46.4%

※調査対象世帯は住民基本台帳から無作為抽出

3月2日(月) 策定懇話会公募委員募集(2名)(～3月27日(金))

7月10日(金) 第1回策定庁内検討委員会開催
 ◇郡山市第二次エンゼルプラン後期計画策定の概要について
 ◇市民ニーズ調査結果について

7月14日(火) 第1回策定懇話会開催
 ◇委嘱状交付
 ◇会長・副会長選任
 ◇郡山市第二次エンゼルプラン後期計画策定の概要について
 ◇市民ニーズ調査結果について



8月19日(水) 第2回策定庁内検討委員会開催
 ◇郡山市第二次エンゼルプランの評価と検証について
 ◇子育て環境の現状と課題について

8月26日(水) 第2回策定懇話会開催
 ◇郡山市第二次エンゼルプランの取り組みと現状について
 ◇郡山市第二次エンゼルプラン後期計画策定に係る意見等について

10月9日(金)	第3回策定庁内検討委員会開催 ◇郡山市第二次エンゼルプラン後期計画素案について
12月1日(火)	第3回策定懇話会開催 ◇郡山市第二次エンゼルプラン後期計画素案について
平成22年1月4日(月)	郡山市民の意見公募に関する手続(パブリックコメント)の実施 (～2月4日(木))
3月1日(月)	第4回策定懇話会開催 ◇郡山市第二次エンゼルプラン後期計画素案について 策定懇話会市長報告
	
3月24日(水)	庁議(計画最終案の協議)
3月30日(火)	郡山市第二次エンゼルプラン後期計画策定

郡山市第二次エンゼルプラン後期計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市第二次エンゼルプラン後期計画(以下「後期計画」という。)の策定に当たり、次世代育成に関する幅広い市民等の意見を取り入れるため、郡山市第二次エンゼルプラン後期計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、後期計画の策定に係る必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体代表者

(3) 市の区域内に住所を有する者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、後期計画を策定したときは、その効力を失う。

郡山市第二次エンゼルプラン後期計画策定懇話会委員

(敬称略・順不同)

区分	氏 名	所属団体等	役職名
学識経験者	須 田 良 子	郡山女子大学短期大学部教授	会長
	松 井 壽 則	日本大学工学部准教授	
	二 宮 規 郎	(社団) 郡山医師会理事	
	尹 日 祚	郡山歯科医師会専務理事	
子育て支援施設・ 学校代表	吾 妻 利 雄	郡山市認可保育所長合同会議座長	
	平 栗 裕 治	郡山市私立幼稚園協会会長	
	高 田 靖 子	郡山市私立保育園連絡協議会会長	副会長
	遠 藤 育 夫	郡山市小学校長会会長	
保護者・支援者等代表	浜 尾 直 昌	こおりやま保育所保護者会ネットワーク会長	
	佐 藤 辰 夫	郡山市PTA連合会会長	
	佐 藤 広 美	NPO法人子育てコミュニティプチママン理事長	
	内 田 晃	郡山市手をつなぐ親の会会長	
	二 瓶 裕 子	民生児童委員協議会連合会児童福祉活動部会部会長	
	菊 地 和 子	芳賀チューリップ代表	
	榎 本 洋 子	育児サークルコアラ代表	
関係機関等代表	滝 田 吉 宏	郡山商工会議所青年部会長	
	七 海 むつみ	福島県県中児童相談所所長	
	黒 津 康 司	郡山警察署署長	
公募	山 崎 清代恵	公募委員	
	近 藤 文 子	公募委員	

郡山市第二次エンゼルプラン後期計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市第二次エンゼルプラン後期計画(以下「後期計画」という。)を策定するため、郡山市第二次エンゼルプラン後期計画策定庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、後期計画の策定に係る必要な事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には保健福祉部次長(複数置かれて場合は、あらかじめ保健福祉部長が指名する者)、副委員長には保健福祉部こども課長をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、庁内検討委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 庁内検討委員会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、後期計画を策定したときは、その効力を失う。

別表(第3条関係)

政策企画課長、市民協働推進課長、男女共同参画課長、市民安全課長、生活環境課長、社会福祉課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、保育課長、保健所次長、農政課長、商工労政課長、道路建設課長、都市政策課長、公園緑地課長、下水道総務課長、教育委員会事務局総務課長、教育委員会事務局学校管理課長、教育委員会事務局学校教育課長、教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長、総合教育支援センター所長、中央公民館長
--

郡山市第二次エンゼルプラン後期計画

平成 22 年 3 月

発 行 郡山市
編 集 郡山市保健福祉部こども課
〒963-8025 郡山市桑野一丁目 2 番 3 号
(郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」)
TEL 024-924-2525 / FAX 024-933-6665
E-mail kodomo@city.koriyama.fukushima.jp
市ウェブサイト <http://www.city.koriyama.fukushima.jp>



板紙へリサイクル可

